

# 日本経済 ～改正建築士法で建築確認混乱の轍を踏むな～

経済調査部 永濱 利廣

### 一級建築士不足の懸念

3年前に起きた耐震強度偽装事件を受け、昨年7月に改正建築基準法が施行された。しかし、事前の準備不足等もあり、全国で建築確認が遅れたことで住宅着工戸数も大幅に落ち込み、景気のも引っ張ったことから「官製不況」といわれた。

そして現在、耐震偽装事件の反省から改正される建築士法も、建築業界に混乱をもたらすことが懸念されている。本改正の施行は来年の5月27日からであるが、既に現場では混乱が起り始めている。

本改正の柱は、新たに設けられる「構造設計一級建築士」と「設備設計一級建築士」である。これまで建築確認申請書には、責任者の一級建築士一人が判を押せばよかった。しかし、来年5月からは一定の建築物について、建築物の設計の安全性をこの二人の一級建築士による法適合チェックが義務付けられる。法適合チェックが行われていない場合は、確認申請の受理や工事の着工が禁止される。背景には、複雑で高度な建築が増えたことから、建築士にもこれまで以上の水準が必要となったことがある。そして、新資格を取得するには、一級建築士として5年以上の構造設計ないし設備設計に従事し、講習を受け試験に合格しなければならない。

### 建築基準法改正時混乱の二の舞も

(社)日本建築士会連合会によれば、2005年時点で一級建築士は全国で約32万人である。しかし、その中で実際に実務を行っているのは3-4割と言われており、新資格の受験条件を満たしている建築士の数は多くない。

国交省では、来年5月の施行に向けた技術者の確保を目的に、一級建築士に対するみなし講習を

行い、新資格の付与を目指している。しかし、6月に行われた構造設計一級建築士の講習は全国で一萬二千人の受講にとどまり、7月に行われた設備設計一級建築士講習の受講者は僅か五千人程度であった。こうした受講人数からすれば、一級建築士の中でも特に設備設計の実務経験を持つ建築士がいかに少ないかがわかる。

これに対して国交省は人数面での混乱は起きないと見ている。しかし、仮に7月の講習受講者全員が設備設計一級建築士の資格を取得できたとしても法改正後に地方によっては工事が着工できない可能性もある。

従って、改正建築士法が施行され、構造設計一級建築士や設備設計一級建築士の数が足りない状況が続けば、再び官製不況という悪夢が起らないとも限らない。そもそも、日本経済は既に景気後退局面入りしている。建築着工が今後も抑制される可能性にも注意する必要がある。特に、家計が住宅を購入するに当たって重要な要素となる消費者心理が冷え込んでいる。人口構造面からの住宅下支えを指摘する向きもあるが、晩婚化や未婚率の上昇を勘案すれば、需要が大きく盛り上がる可能性は低い。

前回の改正建築基準法の実施手順には問題があったといわざるを得ない。今後下される法改正については、その過ちは二度と繰り返さないと万全の態勢で臨んでいる政府だが、未だに問題は山積している。本来の国民生活を安定させる観点から、日本経済に与える影響を注視し、国民の理解の下で進めることが求められる。

ながはま としひろ (主席エコノミスト)